

特別徴収義務者指定番号

No.

令和 8 年 度

市 民 税  
県 民 税  
森林環境税

特別徴収のつづり

和 歌 山 県 新 宮 市 役 所  
税 務 課 市 民 税 係

〒 647-8555 和歌山県新宮市春日1番1号  
☎ (0 7 3 5) 2 3-3 3 3 3 内線 1 2 0 2  
1 2 0 4

特別徴収義務者各位

新宮市長

## 令和8年度 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収事務につきましては、毎年格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、特別徴収税額通知書等関係書類を送付いたしますのでご査収のうえ、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

### 1. 特別徴収とは

給与の支払いを受けている人に対して賦課された、市民税・県民税・森林環境税の年税額を12分の1ずつに分けて、**6月（6月中旬に支払われる給与）から翌年の5月（5月中旬に支払われる給与）**まで毎月の給与の支払いをする際、特別徴収義務者がその給与から差し引き、その翌月の10日までにこれを納入する制度です。

### 2. 特別徴収する範囲

前年中に給与所得があり、かつ4月1日現在において給与の支払いを受けている人に対しては、原則として特別徴収の方法により徴収することになっています。

### 3. 特別徴収義務者の指定

地方税法第321条の4及び新宮市税条例第45条の規定により、給与の支払いをする際、**所得税の源泉徴収をする義務があるものを指定**しています。

### 4. 特別徴収義務者の義務

特別徴収義務者は地方税法第321条の5の規定により特別徴収税額の納入の義務を負うもので、任意に指定の取消しを申し出または特別徴収の拒否をすることはできません。

### 5. 特別徴収税額の納税者への通知

同封の納税義務者用の通知書については、**はがさずに**5月31日までに納税者に必ず渡してください。退職等で交付できない場合は、異動届出書に添付してご返送ください。

### 6. 令和8年度市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者の指定及び特別徴収税額通知書

こちらに記載の税額は各個人の税額を集計したものです。異動がなければ6月分及び7月分以降の税額を徴収して納めてください。

### 7. 納税者に退職等の異動があったとき

納税者が退職、休職、転職、死亡等の異動により給与の支払いを受けないこととなったときは、**給与所得者異動届出書**を提出してください。異動後の住所（転居先が不明のときは本籍地）を正確に記入してください。提出期限は退職等の異動があった月の**翌月10日まで**です。

（注）異動届出書の提出が遅れたり提出されない場合は、特別徴収義務者と本市との台帳に相違ができ、そのため滞納者として督促等の措置がとられたり、また、転勤、退職した納税者が一度に多額の市民税・県民税・森林環境税を納めなければならなくなるなど、納税者が不利益を被ることになりますので、**遅滞なく**提出していただくようご協力をお願いいたします。

### 8. 退職者の未徴収税額の一括徴収

- （1）令和8年6月1日から12月31日までの退職者については、**本人の希望により**一括徴収して納入して下さい。
- （2）令和9年1月1日から4月30日までの退職者については、**本人の希望に関係なく**一括徴収して納入することが義務づけられています。

ただし、退職者に対して5月31日までに支払われる給与または退職手当等が未徴収税額以下のときは一括徴収しなくてもよいとされています。

## 9. 異動者に対する特別徴収の継続

納税者が転勤、退職した後、新たな給与支払者を通じて、引き続き特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申し出があった場合は、特別徴収を継続することができます。

## 10. 特別徴収税額の変更通知

税額を変更した場合は、特別徴収義務者及び納税者に「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額変更通知書」を送付しますので、変更された月割額により納入してください。

## 11. 納期の特例

給与の支払いを受ける人が常時10人未満の場合は、市長の承認を得て徴収した税額を年2回の納期に納入することができる納期の特例の制度があります。納期の特例の適用を受けられる場合は「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を記入の上、提出してください。詳しくは市民税係へおたずねください。

## 11. 退職所得の分離課税

退職所得にかかる市県民税の所得割は、他の所得と区分し、退職手当の支払われる際に特別徴収して、当該納税者（退職者）の1月1日現在における住所地の市町村に納入していただくことになっています。

納入書の退職欄及び納入申告書に所要事項を記入して、退職手当の支払われる月の翌月10日までに、給与分の特別徴収税額とともに納入してください。

## 13. 審査請求

市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額通知書の記載事項に不服がある場合は、本書の交付を受けた日の翌日から起算して3ヶ月以内に市長に対して審査請求をすることができます。ただし、本書の交付を受けた日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3ヶ月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行

又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

## 14. 延滞金

納税者が納期限後にその税金を納付する時は、法令の定める所に基づき、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、年14.6%（当該納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間については年7.3%）の割合を乗じて起算した金額に相当する延滞金を計算して納付しなければなりません。ただし、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%を加算した割合（以下、延滞金特例基準割合）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に7.3%を加算した割合で徴収し、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%を超える場合には、年7.3%の割合）で徴収します。

## 15. 給与以外の所得がある方について

申告の際、特に普通徴収を希望されたか、給与への合算が不可能な場合を除き、原則として給与所得に合算し、特別徴収の方法によって徴収しますので、各納税者に周知方お願いいたします。

## 市民税・県民税・森林環境税の課税について

### 1. 市民税・県民税・森林環境税の納税義務者

1月1日現在において新宮市内に住所を有し、前年中に所得があった人（均等割額及び所得割額）

### 2. 市民税・県民税・森林環境税の非課税者

- (1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- (2) 前年の合計所得金額が135万円以下で次に該当する人  
障害者…(A) 心神喪失の常況にある人  
(B) 児童相談所・精神保健福祉センターなどから知的障害者と判定された人  
(C) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人  
(D) 身体障害者手帳の交付を受けている人  
(E) 戦傷病者手帳の交付を受けている人  
(F) 原爆被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている人  
(G) 常に就床し複雑な介護を受けている人  
(H) 満65才以上の人で(A)(B)(D)に準ずるものとして福祉事務所の認定を受けている人

未成年者…平成20年1月3日以降に生まれた人

寡婦…次のいずれかに該当する人

- (A) 夫と死別または離婚したあと再婚していない人、または夫の生死が明らかでない人で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がおらず、子以外の扶養親族を有し、前年中の合計所得金額が500万円以下の人
- (B) 夫と死別したあと再婚していない人、または夫の生死が明らかでない人で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がおらず、前年中の合計所得金額が500万円以下の人

ひとり親…配偶者と死別または離婚したあと再婚していない人、または配偶者の生死が明らかでない人または未婚の人で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がおらず生計を一にする子(所得58万円以下)を有し、かつ、前年中の合計所得金額が500万円以下の人

- (3) 前年中の合計所得金額が、条例で定める金額以下である人は均等割は課税されません

### 3. 市民税及び県民税の所得割の非課税者および調整措置

- (1) 市民税及び県民税の所得割の非課税者  
前年中の総所得金額等が次の算式により計算した金額以下である人  
控除対象配偶者又は扶養親族がない場合 45万円  
控除対象配偶者又は扶養親族がある場合  
 $35万円 \times (\text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 32万円 + 10万円$
- (2) 市民税及び県民税の所得割の調整措置  
次の算式に該当する人は、調整額を市民税及び県民税に按分して、それぞれ算出所得割額から控除されます  
 $35万円 \times (\text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 32万円 + 10万円 = a$   
(注) 控除対象配偶者・扶養親族がない場合は45万円

総所得金額等－算出所得割額＝b

a > b の場合

a - b = 調整額

### 4. 所得金額調整控除

- (1) 給与等の収入金額が850万円を超え、所得者本人、同一生計配偶者若しくは扶養親族のいずれかが特別障害者である場合、又は23歳未満の扶養親族がいる場合

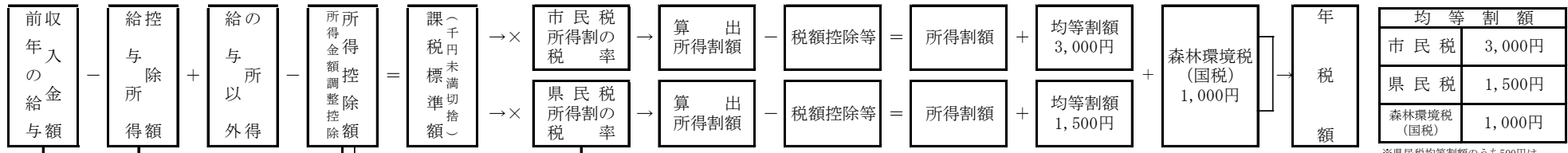
所得金額調整控除(給与収入－850万) × 0.1を所得から差し引く  
(給与収入が1000万を超える場合は1000万で計算)

- (2) 所得者本人に給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除(給与所得控除後の給与等の金額(10万円を超える場合は10万円)＋公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円))－10万円

\*上記(1)の所得金額調整控除の適用がある場合には、その適用後の金額

市民税・県民税・森林環境税の算出方法



※県民税均等割額のうち500円は、紀の国森づくり税条例による加算。

均等割額	
市民税	3,000円
県民税	1,500円
森林環境税 (国税)	1,000円

給与所得控除後の額の求め方については、所得税と同様「令和7年分の年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表の附表」により計算します。

所得割の税率			
課税標準額	市民税税率	課税標準額	県民税税率
一律	6%	一律	4%

所得金額調整控除 (対象者のみ)

(1) 所得者本人の給与等の収入金額が850万円を超え、次の要件のいずれかを満たす場合、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。  
 ① 所得者本人が特別障害者に該当する  
 ② 23歳未満の扶養親族を有する  
 ③ 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

所得金額調整控除額は (給与収入-850万円) × 0.1を所得から差し引く  
 \* 給与収入が1,000万円を超える場合は1,000万円円で計算

(2) 所得者本人に給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合の所得金額調整控除額は (給与所得控除後の給与等の金額 (10万円を超える場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額 (10万円を超える場合は10万円)) - 10万円

\* 上記(1)の所得金額調整控除の適用がある場合には、その適用後の金額

税額控除 (配当控除)			
配当所得	課税総所得金額が1,000万円以下の金額	(市民税) 1.6%	(県民税) 1.2%
	課税総所得金額が1,000万円をこえる部分の金額	0.8%	0.6%

所得控除額の基準表						
雑損控除額	{ 差引損失額 - 総所得金額等の合計額 × 10% } と { ( 差引損失額のうち 災害関連支出の金額 ) - 5万円 } とのいずれか多い方の金額					
医療費控除額	医療費の実費負担額 - [ 所得金額 × 5% (ただし、10万円をこえる場合は10万円) ] 限度額200万円	障害者控除額				
医療費控除の特例	スイッチOTC医薬品の購入合計額 - 1万2千円 限度額8万8千円	・一般の障害者である場合 260,000円				
社会保険料控除額	健康保険や厚生年金保険の保険料など	・特別障害者である場合 300,000円				
小規模企業共済等掛除額	小規模企業共済法第2条第2項に規定する共済契約に基づく掛金又は地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の掛金	・特別障害者でかつ同居している場合 530,000円				
生命保険料控除額	支払金額	控除額	・所得者本人が寡婦である場合 260,000円			
		12,000円以下のとき	全額	・所得者本人がひとり親である場合 300,000円		
		12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2 + 6,000円	・所得者本人が勤労学生である場合 260,000円		
		32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4 + 14,000円	・年齢が70才未満の配偶者である場合 一般 (右記表より)		
		56,000円超のとき	28,000円	・配偶者が年齢70才以上 (昭和31年1月1日以前に生まれた人) である場合 老人 (右記表より)		
配偶者控除額	配偶者の合計所得金額が58万円超133万円以下である場合	右記表より				
地震保険料控除額	① 支払った保険料が地震保険契約にかかるものだけの場合	50,000円以下の場合	支払った地震保険料の金額 × 1/2	扶養控除額		
		50,000円を超える場合	25,000円			
		② 支払った保険料が長期損害保険契約にかかるものだけの場合	5,000円以下の場合		支払った損害保険料の全額	・年少扶養親族 (年齢16才未満) (平成22年1月2日以後に生まれた人) 控除対象外 (24年度改正)
			5,000円を超え15,000円以下の場合		[ 支払った損害保険料の金額 ] × 1/2 + 2,500円	・特定扶養親族 (年齢19才以上23才未満) (平成15年1月2日 ~ 平成19年1月1日に生まれた人) 450,000円
		15,000円を超える場合	10,000円		・老人扶養親族 (年齢70才以上) で同居老親等である場合 450,000円	
③ 支払った保険料が地震保険契約にかかるものと長期損害保険契約にかかるもの両方である場合	(支払った地震保険料について①により求めた金額) + (支払った長期損害保険料について②により求めた金額) (限度額25,000円)	・老人扶養親族 (年齢70才以上) で同居老親等以外である場合 380,000円	・上記以外の扶養親族である場合 330,000円			
特定親族特別控除額	平成15年1月2日 ~ 平成19年1月1日に生まれた者のうち合計所得金額が58万円超123万円以下である場合	右記表より	・平成15年1月2日 ~ 平成19年1月1日に生まれた者のうち合計所得金額が58万円超123万円以下である場合 右記表より			
基礎控除額	納税者本人の所得金額	2,400万円以下 430,000円	2,400万円超2,450万円以下 290,000円	2,450万円超2,500万円以下 150,000円		

◎配当割額控除又は株式等譲渡所得割額控除

配当割額又は株式等譲渡所得割額	
市民税	3 / 5
県民税	2 / 5

※配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除がある場合は、算出納付額より控除されます。

◎配偶者控除及び配偶者特別控除				
納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円以下
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	所得金額		控除額	
	58万円超95万円以下	33万円	22万円	11万円
	95万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円	

◎特定親族特別控除							
特定親族の合計所得金額	58万円超95万円以下	100万円以下	105万円以下	110万円以下	115万円以下	120万円以下	123万円以下
特定親族特別控除額	45万円	41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円

税額控除（寄附金税額控除）	
前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の県民税は4%、市民税は6%に相当する金額	
1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの ただし、1の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額 （所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額） <b>※令和2年度より一定の基準に基づき総務大臣がふるさと納税の対象となる地方団体を指定。</b>	
課税総所得金額からの控除差調整額を控除した金額	割合
195万円以下	84.895%
195万円超330万円以下	79.790%
330万円超695万円以下	69.580%
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1,800万円以下	56.307%
1,800万円超4,000万円以下	49.160%
4,000万円超	44.055%
0円未満	（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合） 90.000%
0円未満	（課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合） 地方税法に定める 割合

税額控除（住宅借入金等特別税額控除）			
前年分の所得税において平成21年から令和7年の入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等+（所得税の基礎控除額-48万円）の100分の5に相当する金額（97,500円限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額 ただし、居住年が平成26年から令和3年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額			
①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額） ②前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）			
市民税	3 / 5	県民税	2 / 5

税額控除（調整控除）							
〔合計所得金額が200万円以下の者〕							
次の①と②のいずれか小さい額の5%（県民税2%、市民税3%）に相当する金額							
① 下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額							
② 合計課税所得金額							
〔合計課税所得金額が200万円超の者〕							
1の金額からの金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（県民税2%、市民税3%）に相当する金額							
1. 下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額							
2. 合計課税所得金額から200万円を控除した金額							
<b>※合計所得金額が2,500万円を超える場合は調整控除の適用がありません</b>							
控除の種類	金額	控除の種類	金額				
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下		
障害者控除	普通	1万円	配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	特別	10万円		老人	10万円	6万円	3万円
	同居特別	22万円		扶養控除	一般	5万円	老人
寡婦控除	1万円	特定	18万円		同居老親等	13万円	
ひとり親控除	父 1万円 母 5万円	勤労学生控	1万円				

## 特別徴収税額の納入方法

### 1. 毎月の給料から差引く月割額

同封しました特別徴収税額通知書にもとづいて差し引いてください。

### 2. 納入期限

納入期限は月割額を徴収した月の翌月の10日です。

令和8年度特別徴収税額の月別の納期限は次のとおりです。

令和8年	6月分	……………	7月10日
	7月分	……………	8月10日
	8月分	……………	9月10日
	9月分	……………	10月13日
	10月分	……………	11月10日
	11月分	……………	12月10日
	12月分	…令和9年	1月12日
令和9年	1月分	……………	2月10日
	2月分	……………	3月10日
	3月分	……………	4月12日
	4月分	……………	5月10日
	5月分	……………	6月10日

### 3. 納入の方法

各納税者から徴収した月割額の合計額を同封してあります「納入書」に所要事項を記入のうえ、金融機関等へ納入してください。

※税額変更等により、納入すべき金額が納入書の金額と異なるときは、納入書裏面の【市民税・県民税・森林環境税「領収証書」「納入書」「通知書」の記入について】を参考にご変更の上、お手元の納入書を引き続きご使用ください。

#### 納入を取扱う金融機関等

(ア) 新宮市指定金融機関 紀陽銀行

(イ) 近畿二府四県内の郵便局

(ウ) 新宮市収納代理金融機関 (次の金融機関)

和歌山県農業協同組合 新宮信用金庫

百五銀行 三十三銀行 近畿労働金庫

(エ) 新宮市役所本庁・三輪崎支所・高田支所

熊野川行政局

※新宮市以外の方で上記金融機関をご利用いただけない場合は最寄りの郵便局へ「郵便局指定通知書」をご持参のうえお納めください。

・eLTAXを利用して電子納税を行うこともできます。詳しくは、以下のホームページをご覧ください。

eLTAXホームページ→<https://www.eltax.lta.go.jp/>



eLTAXホームページ「よくあるご質問」

→<https://eltax.custhelp.com/>



## 金融機関等の指定 について

特別徴収税額の納入については近畿二府四県以外の郵便局を利用される場合、本市の金融機関として指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」に郵便局名をご記載のうえ、当初納入される際、その郵便局に提出してください。

前年度利用の指定金融機関及び指定郵便局は本年度も引続き利用できますので提出の必要はありません。

年 月 日

郵便局長様

和歌山県 新宮市長  
(公印省略)

### 指 定 通 知 書

地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、貴局を当市の特別徴収にかかる市民税・県民税・森林環境税取扱い局に指定しましたので通知します。

1. 承認番号	貯業2第333号
2. 口座番号	00990-7-960279
3. 加入者の名称	新宮市会計管理者
4. 取りまとめ局	大阪貯金事務センター

# 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">                 受付印             </div> <p>(あて先)新宮市長</p> <p>令和 年 月 日 提出</p>	特(別給徴収支義払義務者)	所在地	〒 ー	特別徴収義務者指定番号		
		フリガナ		連絡先	所属	
		名称(氏名)			氏名	
					電話	

◎変更があった場合は、速やかに提出してください。  
 ◎変更する事項のみ記入してください。ただし、代表者のみの変更の場合は提出不要です。  
 ◎誤読を避けるため、フリガナは必ずつけてください。

事項	変更前(旧)	変更後(新)
法人番号 <small>(個人番号は記入不要)</small>		
フリガナ		
所在地	〒 ー	〒 ー
フリガナ		
名称(氏名)		
電話		
フリガナ		
送付先	〒 ー	〒 ー

「該当する項目にレを記入してください」 変更理由	①名称変更 <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/>社名変更  <input type="checkbox"/>法人成り・個人事業主変更※  <input type="checkbox"/>新法人の設立※  <input type="checkbox"/>分割による変更※                 </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/>合併等による変更(旧社名の法人は登記上<b>存続</b>し、社名変更)  <input type="checkbox"/>合併等による変更(旧社名の法人は登記上<b>解散</b>し、合併された)※                 </div> </div>		} 下欄もご記入ください。
	●合併・吸収・分割後の名称及び特別徴収義務者指定番号を記入してください。		
	合併等による変更	名称(氏名) <input style="width: 400px; height: 20px;" type="text"/>	特別徴収義務者指定番号 <input style="width: 80px; height: 20px;" type="text"/>
	●合併・吸収・分割後の指定番号について、該当する項目にレを記入してください。 <input type="checkbox"/> 合併・吸収・分割先の指定番号を使用する。 <input type="checkbox"/> 新規に指定番号を取得する。		(注意) 旧社名の特別徴収義務者番号を継続して使用することはできません。
	②所在地変更 <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <input type="checkbox"/>事務所が移転(本店登記変更あり)                     <input type="checkbox"/>事務所が移転(本店登記変更なし)                 </div> <input type="checkbox"/> 送付先変更		
③その他 <div style="margin-top: 5px;"> <input type="checkbox"/>特別徴収事務の一本化※  <input type="checkbox"/>その他【 _____ 】                 </div>			

「※」が付いている項目については、指定番号を継続して使用することが出来ません。  
 別途、給与所得者異動届出書の提出が必要です。

(注意)この変更届出書を提出されましても、法人市民税等に係る異動届出書を提出したことにはなりませんので、ご注意ください。



# 特別徴収切替届出(依頼)書

(あて先) 新宮市長   <div style="text-align: center; border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto 10px auto;">                     受付印                 </div> 年 月 日提出	特別 徴収 義務者 給与 支払者	所在地 (住所)	〒      ー	特別徴収義務者 指定番号		
		フリガナ		担 当 者	係	
		名称 (氏名)			氏名	
		代表者名			電話	
		法人番号 (個人番号は記入不要)				

給 与 所 得 者	フリガナ		年税額 (ア)	円
	氏 名		納付済税額 (イ)	_____ 期分
	現住所	〒      ー	差引徴収税額 (ア) - (イ)	円
	住 所 (1月1日)		特別徴収 (給与天引)	<input type="checkbox"/> 月分から特別徴収を希望します (納期限は翌月10日です)
	生年月日	明・大・昭・平      年      月      日生	通知書番号	
	備 考			

(注意)

- ・年税額欄には、納税通知書の「年税額」欄の金額を記入してください。
- ・納期限が過ぎている税額分および過年度該当分は、特別徴収に切り替えることができません。